

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第25号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-----------|--|-----------|--------------|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 種類 | 金額 | 種類 | 金額 |
| <省略> | <省略> | <省略> | <省略> |
| 交付 | 住民票の写しの交付手数料 | 交付 | 住民票の写しの交付手数料 |
| | <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料</u> | | |
| | 1件につき 500円 | | |
| <省略> | <省略> | <省略> | <省略> |
| <省略> | <省略> | <省略> | <省略> |
| 備考 <省略> | | 備考 <省略> | |

第2条 瀬戸市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-----------|----|-----------|----|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 種類 | 金額 | 種類 | 金額 |

| | | | | | | | |
|---------|---|-------|-------------|---------|---|-------|-------------|
| <省略> | | <省略> | | <省略> | | <省略> | |
| 交 付 | <省略> | <省略> | | 交 付 | <省略> | <省略> | |
| | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料 | <省略> | | | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料 | <省略> | |
| | <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料</u> | 1件につき | <u>800円</u> | | <u>住民基本台帳カードの交付又は再交付手数料</u> | 1件につき | <u>500円</u> |
| <省略> | <省略> | | <省略> | <省略> | | <省略> | |
| <省略> | | <省略> | | <省略> | | <省略> | |
| 備考 <省略> | | | | 備考 <省略> | | | |

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。